

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する 条例（案）についてパブリック・コメント（意見公募） を実施します

1 意見を募集する条例

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）

2 改正の趣旨

土砂は健全であれば有益であるが、有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼすことを踏まえ、埋立て等に伴う土壌の汚染を防止するため、香川県生活環境の保全に関する条例について所要の改正を行うものです。

3 意見募集期間

令和6年12月5日（木）から令和7年1月6日（月）まで

4 関係資料

- ① 別紙：香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要
- ② 参考資料：第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策

5 意見の提出方法

- ① 案についての意見は、下記の提出先へ郵送（令和7年1月6日消印有効）、持参、FAX、電子メールで提出してください。電話による受付はしません。
- ② 意見を記載する様式は任意ですが、氏名、住所、電話番号を明記してください。意見の内容以外は公表しません。
- ③ 意見は、日本語による文書（電子文書を含みます。）で提出してください。
- ④ 意見が大部になる場合には、要約を添付してください。

6 募集結果の発表方法

提出された意見は、これに対する香川県の考え方とともに整理した上で、みどり保全課や県民室、各県民センターの窓口と県ホームページ上で令和7年2月頃に発表します。

意見について、直接個別に回答することはありません。

7 提出先（問い合わせ先）

みどり保全課 指導・事前協議グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3463／FAX：087-806-0225

電子メールアドレス：midorihozen@pref.kagawa.lg.jp